別紙（第４条関係）別紙標準様式（第６条関係）

会　議　録

会議の名称	令和８年度第２回　枚方市学校いじめ対策審議会	
開催日時	令和８年７月 10 日（金）	開始時刻　１８時００分 終了時刻　２０時００分
開催場所	枚方市教育委員会（事務局）　第２会議室	
出席者	植田　昴星（大阪弁護士会）水流添　真（大阪社会福祉士会） 鈴木　勇（大阪成蹊大学）　田近　文（大阪府臨床心理士会）	
欠席者	桶谷　守（池坊短期大学）	
案　件　名	・令和８年度第１回　枚方市学校いじめ対策審議会　会議録（案）について	
提出された資料等の名称		
決　定　事　項	・令和８年度第１回　枚方市学校いじめ対策審議会　会議録について公表内容が確定した	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表（一部非公表） 枚方市情報公開条例第５条第１号該当部分を調製し公表	
傍聴者の数	―	（非公開）
所管部署 （（事務局））	枚方市教育委員会　学校教育部　児童生徒課	

審　議　内　容
＜１．開会＞ ○（植田会長） ただいまより、令和８年度第２回枚方市学校いじめ対策審議会を開催いたします。 ＜２．会議運営事項の確認＞ ○（植田会長） 会議運営事項の確認として、（1）、会議の非公開について（2）会議録についてまとめて事務局より説明をお願いいたします。 ○（事務局） まず、本日の委員の出席状況について報告させていただきます。本審議会の委員総数は 5 名でございます。現在出席委員は、４名で過半数が出席されていますので、本審議会は成立していることをご報告申し上げます。続けて、（1）会議の非公開についてでございますが、令和 6 年第 4 回審議会において、枚方市審議会等の、会議の公開等に関する規定に基づき、本審議会は非公開で開催することと決定されたため、本日、非公開での開催となります。次に、（2）会議録の作成につきましては、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定に基づき、本日の審議について、録音した録音データを文字起こしした上で作成させていただきます。なお、今回の会議録につきましては、次回開催の審議会において、確認していただいた後、市のホームページで公開する流れとなります。事務局からの説明は以上でございます。 ○（植田会長） ただいま事務局より説明がありました会議運営事項の確認について質問等なければ、承認していただいたことでよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。 ＜３．審議案件＞ ○（植田会長） 次に、次第 3 の審議案件に移ります。（1）令和 8 年度第 1 回会議録について、事務局から説明をお願いします。 ○（事務局） 令和 8 年 5 月 20 日に開催いたしました令和 8 年度第 1 回審議会の会議録について、事務局より説明させていただきます。資料 1、会議録（案）をご覧ください。審議会の会議録案につきましては、事前にご確認いただいておりますので、内容の説明は省略させていただきます。なお、会議録案について、ご承認いただきましたら、後日、枚方市のホームページに掲載させていただきますので、よろしくお願いいたします。 ○（植田会長） はい。ただいま事務局から説明のありました会議録案について、ご質問、ご意見等、大丈夫でしょうか。そうしましたら、こちらでご承認いただいたということとさせていただきます。

＜４．報告案件＞

【非公開】
※ 枚方市情報公開条例第５条第１号該当部分を含むため

＜５．その他＞
○（植田会長）
そうしましたら、最後にその他ですけれども、皆様いかがでしょう。大丈夫ですかね。
○（事務局）
はい。
○（植田会長）
はい。じゃあお願いします。
○（事務局）
いじめ防止対策推進法 12 条に基づいて、文科省が作成するいじめの防止等のための基本的な方針を踏まえて、地域の実情に応じていじめ防止対策の総合的かつ効果的に推進するため、平成 26 年 7 月に教育委員会の方で、枚方市いじめ防止基本方針を策定しております。現在この方針で、いじめ未然防止に向けた役割に、市の役割ということがもともとありませんでしたので、そこを追加させていただいて、市が実施する取り組みの項目を新設する。また加えて、いじめ問題再調査委員会の方から、令和７年 10 月に受けた再発防止に向けた提言を踏まえた内容とするために、基本方針の改定に向けて、庁内で検討しているところになります。スケジュールの方、お渡しさせていただいているかと思いますけれども、基本方針の改定までのスケジュールで、現在は市長部局が人権政策課等、教育委員会の児童生徒課の方で、検討しまして、修正案というところで、見え消しになっている資料を作成いたしまして、いじめ対策推進委員会の方で協議が始まったところになります。スケジュールの通りに進みますと、改定案固まるのが大体 9 月から 10 月ごろですので、その段階でまた審議会の方にかけさせていただきますので、委員の皆様からご意見を集約させていただくというような見込みになっております。今後また学校の方で、子どもの意見等を、聴きながらそういったことも方針に反映させる予定ですので、内容の方はもう少し修正をさせていただきます。また変わっていく段階で、審議会のところでご意見いただきたいなと思っています。今回は改定に向けて進めますということだけ、お知りおきいただきたいと思っております。
○（水流添委員）
子どもからの意見ってどうやって聴くんですか。
○（事務局）
ちょっとそこをどうやって聴いていくっていうところで、昨年度も未然防止みたいなところで、子どもたちに動画の、啓発動画を作成してもらったんです。なのでそういうふうなちょっとこう、前向きに取り組んでいるような学校にちょっと協力をしていただきなが

ら、ご意見を聴いていけたらなあと思っています。
○（植田会長）
これ、子ども版とか作る予定はない。
○（事務局）
それはないです。
○（植田会長）
多分、これを読める子って、相当能力すごいですね。
○（水流添委員）
やさしい日本語でやりましょうね。小学校3年生レベルのってよく言われます。
○（植田会長）
子どもの意見表明権との関係で、どう聴くかって本当に難しくて、協力してくれるところだけでいいのかって話もやっぱり出てくる。
○（事務局）
そうですね。いろんなご意見があると思います。
○（水流添委員）
この間、どこの市町村かちょっと忘れたんですけど、人権の方で、子どもたちの意見を聴きながら、条例作ったとかありますよね。こないだ発表聞いたんですよ。一昨日ぐらいに。寝屋川？え、どこやったかな。
○（植田会長）
子ども条例作るにあたって最近はよくしてますね。子どもたちの意見聴取。
○（水流添委員）
その取り組みの報告が、つい先日大阪であったんですよ。で、ちょっと私もちゃんと聞けなかったんですけど子どもの意見聴取、聴かれる権利をどういうふうに補償するかって力入れてやってらっしゃって、府の人も、力入れてますので、言ってくれたんですけど、すいません。どこの市町村、参考に、なんかね。参考になるなと思ってたんですよ。はい、もしあれば。事務所に戻ったら、いただいてこれは公表していいって、その市の人に言われたので、また。中途半端な情報ですいませんちょっと。ありがとうございます。難しいと思う。子どもの意見聴取難しいなと思う。
○（植田会長）
はい。ありがとうございました。では、次回8月17日の16時半です。
それでは本日、これで終了させていただきます。ありがとうございました。